

平成 25 年 3 月 25 日（月曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（川本貴也君）
7 番（泊 満夫君）	8 番（山本良熙君）	9 番（上川正衛君）
10 番（川口幸路君）	11 番（太田和博君）	12 番（藤本誠助君）
13 番（井上正清君）	14 番（三枝邦彦君）	

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（岡田好平）	副 町 長（千葉三郎）
教 育 長（藤本義則）	企 画 課 長（糸 英彦）
総 務 課 長（難波正樹）	税 務 課 長（中井俊博）
福 祉 課 長（須浪宏和）	健康増進課長（坂本正樹）
住民環境課長（椎木 孝）	人権対策課長（澤田 穰）
建 設 課 長（樋口英士）	農林水産課長（前田満照）
商工観光課長（宮原正行）	教育総務課長（宮原隆昌）
生涯学習課長（南堀英二）	病 院 事 務 長（三木俊明）
水 道 課 長（川本公義）	出 納 室 課 長（木下公明）
債権管理室課長（岡田耗使）	総務課課長補佐（川田順也）
総 務 課 係 長（三枝恵吾）	

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（中村友幸）
--------------	----------

議事日程 第 4 号

別紙のとおり

平成25年3月土庄町議会定例会
議事日程（第4号）

（平成25年3月7日招集）

平成25年3月25日（月曜日）午前9時30分 開議

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告
（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 2 議案第19号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第 3 議案第20号 第6次土庄町総合計画の基本構想及び基本計画の策定について
- 第 4 議案第21号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第22号 土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第23号 土庄町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一
部を改正する条例
- 第 7 議案第24号 土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第25号 土庄町収入印紙等購入基金条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第26号 土庄町いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例
- 第10 議案第27号 土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正す
る条例
- 第11 議案第28号 土庄町港湾管理条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第29号 土庄町立学校の再編に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第13 議案第30号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関す
る条例
- 第14 議案第31号 土庄町放置自転車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例
- 第15 議案第32号 土庄町島ぐらし体験の家の設置及び管理に関する条例
- 第16 議案第33号 土庄町一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の報酬及び費
用弁償に関する条例
- 第17 議案第35号 土庄町子ども医療費助成条例
- 第18 議案第36号 土庄町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 第19 議案第37号 土庄町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等
の基準等を定める条例
- 第20 議案第38号 土庄町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例
- 第21 議案第39号 土庄町都市公園条例
- 第22 議案第40号 土庄町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に
関する条例
- 第23 議案第41号 土庄町移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例
- 第24 議案第42号 土庄町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法
に関する条例

- 第25 議案第43号 土庄町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例
- 第26 議案第44号 土庄町営住宅等整備基準条例
- 第27 議案第45号 土庄町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
- 第28 議案第46号 小豆地区広域行政事務組合理約の一部変更について
- 第29 議案第47号 小豆医療組合理約の一部変更について
- 第30 議案第48号 瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 第31 議案第7号 平成25年度土庄町一般会計予算
- 第32 議案第8号 平成25年度土庄町簡易水道事業特別会計予算
- 第33 議案第9号 平成25年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第34 議案第10号 平成25年度土庄町港湾整備事業特別会計予算
- 第35 議案第11号 平成25年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第36 議案第12号 平成25年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算
- 第37 議案第13号 平成25年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第38 議案第14号 平成25年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第39 議案第15号 平成25年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第40 議案第16号 平成25年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第41 議案第17号 平成25年度土庄町水道事業会計予算
- 第42 議案第18号 平成25年度土庄町病院事業会計予算
- 第43 発議第1号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加に関する意見書
- 第44 閉会中の継続調査申出について

議会運営委員会委員長報告

○議長（三枝邦彦君）

おはようございます。

開会に先立ちまして、本日午前 9 時より、議会運営委員会を開催いたしまして、本日の議会運営等についてご審議をお願いいたしました。その結果について委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（三枝邦彦君）

議会運営委員長 太田和博君。

○議会運営委員長（太田和博君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本委員会は午前 9 時より、委員会室におきまして、本日の議会運営等について審議いたしましたので、その結果についてご報告をいたします。議員提案である意見書が提出されましたので、これを日程に追加し議題といたします。

本日の会議の進め方でございますが、各委員長より付託議案の審査結果報告を受け、これに対する質疑等の採決を行います。

次に議員提案であります意見書の趣旨説明を受け、これに対する質疑等の採決を行います。

そして、最後に閉会中の継続調査申出について採決を行いますので、3 月議会定例会を閉会する予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

開議

○議長（三枝邦彦君）

ただ今、議会運営委員長からの報告のありましたとおりです。

議会運営等につきましては、スムーズに審議ができますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は、14 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、本日の日程に入ります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（三枝邦彦君）

日程第1、付託議案について、各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（三枝邦彦君）

総務建設常任委員長 川口幸路君。

○総務建設常任委員長（川口幸路君）

おはようございます。

3月8日に、平成25年度当初予算及び条例が当委員会に付託されました。これらの議案について、3月12日に委員会を開催し、審議いたしましたので、その結果について各課ポイントのみの報告とさせていただきます。

10課ございます。

議会事務局。

議会費は、総額1億476万円で24年度と比べ134万7,000円の減額です。要因は地方議員年金制度の廃止に伴う共済費の町負担金の減額、また議会運営委員会の視察研修費の費用弁償等58万9,000円が増額です。

委員より、研修先は決まっているのか、との質問に対して執行部より、25年度において検討するとの回答でございます。

監査委員費は、総額64万9,000円で、24年度とほぼ同額でございます。

以上、全委員異議なく承認いたしました。

総務課。

総務事務費は、24年度と比べ1,087万6,000円の増加となっており、要因は臨時職員数の増でございます。

次に、防災行政無線費は、24年度に比べ5,268万9,000円の減額です。主に、防災行政無線デジタル化事業が完了したためでございます。ホームページ更新の委託料が、251万6,000円が増額。

備品購入費が、平成24年度に事務用パソコン等を一括購入したためにより、1,107万5,000円の減額となっています。次に、平成24年度から2カ年で光回線による通信サービスを開始している超高速ブロードバンド整備促進事業では、県の補助が1割、残りは辺地債を充当しています。

続いて、選挙費。

今年は、参議院選挙、土庄町町長選挙、農業委員会委員選挙、土地改良区総代選挙、大部財産区議会議員選挙が予定されております。

消防団運営事業。

24年度に比べ、1,949万5,000円が増額は、分団ポンプ車を購入するもので

ございます。

災害対策費。

24年度に比べ、1,910万8,000円の増額は地区公民館に衛星電話を備え付ける費用及び大部公民館の太陽光発電及び蓄電池の設置に係る費用で、太陽光発電設置事業は全額県費補助でございます。

次に、歳入については主なところを報告いたします。

地方特例交付金は、制度改正により24年度より1,690万円の減額。地方交付税については、24年度と同額となっております。財政調整基金繰入金は、財源不足分1億7,506万3,000円を計上しております。

町債は、特に教育債が増加しており、24年度に比べ全体で5億5,070万円の増加となっております。これは小学校の経費でございます。

また、臨時財政対策債も24年度に比べ2,000万円の増加となっております。

次に、議案第19号、土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について、その内容は、消防団ポンプ自動車購入事業2,000万円、自動車購入事業負担金650万円は、全辺地を指定をしており、事業費は小部辺地に一括計上、また豊島壇山線改良事業費の600万円は、家浦、唐櫃、甲生辺地を指定しており、唐櫃辺地に一括計上しています。

また、沖ノ島集会場建設事業3,680万円は、小江辺地を指定しています。

次に、議案第46号。

小豆地区広域行政事務組合の規約の一部変更については、法改正により障害者自立支援法の題名が改正されたものでございます。

委員より、超高速ブロードバンド促進事業についての質問に対し、執行部から平成25年度は北浦地区、大部地区、豊島地区の整備を予定との回答でございました。

また大部公民館の、太陽光発電の設置工事についての質問に対し、執行部から25年度に100パーセント県補助で防災拠点基地の整備と、蓄電池の設置も合せて行うとの回答でございます。

以上、全議案とも全委員異議なく承認いたしました。

企画課。

企画費全体で、5,120万4,000円の減額ですが、離島振興事業において国庫補助の制度変更により予算案査定時に国庫補助内定額を見込むことが可能となったため、離島航路運営費の補助金が約4,800万円減額したのが、主な要因でございます。

移住交流推進事業は、24年度と比較して125万4,000円の増加となっております。理由は、移住を希望する方は利用できる中長期滞在施設の整備を行うも

のでございます。

地域活性化総合事業については、土庄中央病院の経営分析及び改善提案に関する業務の委託を行い、複合的な地域活性化を図る基礎資料を得ようというもので、新規事業でございます。

議員からは、離島航路運行の補助対象となる航路運行事業者の運営状況について、慎重の審査が必要であり、事業者から提出された関係資料を監査の対象とする、との意見が出されました。

また地域活性化総合事業について、想定する課題とはどのようなものか、という質問があり、執行部より将来における土庄中央病院の運営改善を基本として、医療、福祉、介護等のあり方を地域活性化の観点から考えたい、との回答でございます。

次に、条例関係。

議案第 20 号、第 6 次土庄町総合計画の基本構想及び基本計画の策定については、第 5 次総合計画が終了したためでございます。

議案第 21 号、土庄町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、特別職の非常勤職員の法的根拠を明確にするための条例改正を行うものでございます。

議案第 22 号、土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部改正と議案第 23 号、土庄町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正は、特別職報酬審議会の答申を受け、給与引き下げの継続の条例改正です。

議案第 32 号、土庄町島ぐらし体験の家の設置及び管理に関する条例。

移住希望者に、島での生活を実際に体験してもらうための、施設の整備と管理を行うため。

議案第 33 号、土庄町一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例。

支給する報酬等について、地方自治法及び地方公務員法に基づいた整理を行うものでございます。

議案第 48 号、瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更についてでございます。

以上、全議案とも全委員異議なく承認いたしました。

次に、税務課。

税務総務費は、27 年度に土地評価替えによる委託経費が 1,386 万 9,000 円増加しており、賦課徴収費は法改正によるシステム改修費の減により 408 万 8,000 円の減額でございます。歳入予算では、自主財源の根幹である町税全体では、15 億 1,766 万 2,000 円で、24 年度より 1,054 万円の減少でございます。法人町

民税は、24年度から国税と地方税を合わせた法人実効税率が5%引き下げた影響と、景気の低迷により2,981万9,000円の減少でございます。たばこ税は、2,445万9,000円の増額でございます。

次に、個人町民税は16歳未満の年少扶養控除の廃止及び高校無償化の対象者の扶養控除上乘せ分の廃止により1,208万3,000円の増加でございます。固定資産税は、家屋部分の24年度評価替えの下落幅が大きく2,057万2,000円の減少でございます。

委員から、特に質問はなく、全委員異議なく承認いたしました。

次に、出納室。

当初予算については、異議ありません。

もう1点は議案第20号、土庄町収入印紙等購入基金条例を一部改正する条例でございます。

全議案とも、全委員異議なく承認いたしました。

農林水産課。

農業振興費は、2,631万6,000円は、24年度より661万7,000円の増額で要因は、重点分野雇用創出事業と青年就農給付金事業の増額でございます。農地費、6,662万円は、24年度より878万円の増額で、要因は県営ため池整備事業及び県営農村災害対策整備事業の工事費が増額。

また県営農村災害対策整備事業は、新たに豊島地区が追加されました。漁港建設費、1億3,150万9,000円は24年度より2,467万6,000円の増額で要因は唐櫃及び田井漁港の整備に係る港整備交付金事業の実施のためでございます。

議案第12号、大鐸財産区事業特別会計については24年度より2,112万7,000円の増額となっており、要因は財産区内の鳥獣災害防止柵の設置に係る森林整備林業再生事業を実施するためでございます。

議案第13号、農業集落排水事業特別会計については、平成24年度予算とほぼ同額でございます。

委員から、青年就農給付金について、後継者については給付が可能か、との質問に対して、新規就農が対象で後継者については検討課題との回答でございました。

また農林水産課は、様々な事業を実施しているが特に鳥獣被害対策などは10年先を見据えて効果的な対策を検討して欲しいという意見がありました。

一般会計、特別会計、条例の全議案とも全委員異議なく承認いたしました。

商工観光課。

観光費の観光団体・イベント助成事業の観光振興基金積立金は2,724万6,000円は、土庄町観光振興基金の設置、管理及び処分に関する条例に基づき入湯税

収入を原資として、土庄町の観光施設の整備、誘客促進事業等、観光振興を図るために基金として積み立てるとのことでございます。

レンタサイクル貸出事業、2,215万7,000円については、現在40台の電動自転車に5台を追加購入し、25年度は45台で運営していきます。

そのレンタサイクル使用料収入として、1,200万3,000円を基金に積み立てるとのことでございます。

重点分野雇用創出事業は、瀬戸内国際芸術祭2013に向けての予算で全額国からの補助金を活用するとのことでございます。

瀬戸内国際芸術祭事業1,270万円は、町主催のオリジナルイベント委託、また芸術祭実行委員会の負担金です。

委員から、重点分野雇用創出事業の賃金12名分は、瀬戸内国際芸術祭の春夏秋冬の会期中だけのことか、と質問があり執行部からは、会期外も含めた11月までのものとの回答がありました。

また、瀬戸内国際芸術祭事業の大阪城石のシンポジウム委託料はどのようなものか、ということに対し執行部から、10月20日に小豆島石未来シンポジウムのパネルディスカッション、地元北浦の太鼓台による伝統文化の祭典を開催する予定であり、国の補助金で行うとの回答でございます。

以上、全議案とも全委員異議なく承認いたしました。

次に、債権管理室。

債権管理費127万3,000円は、24年度比75万5,000円の増額となっております。理由は、滞納処分を進めていく上で、法律関係の相談や事件処理など弁護士と法律顧問委任契約を行うためでございます。

委員から特に質問はなく、全委員異議なく承認いたしました。

次に、建設課。

道路新設改良費9,257万4,000円は、24年度より925万3,000円の増額。要因は小海の千代栄橋の工事を開始するものでございます。

河川総務費3,245万は、24年度より633万9,000円の減額。要因は、急傾斜崩壊防止事業の減額によるものでございます。

港湾管理費1,269万9,000円は、24年度より162万4,000円の増額。要因は、土庄港務所前に設置した電気自動車の電気料とコインロッカーを設置するものでございます。

港湾建設費1億8,453万9,000円が計上され、主な事業として馬越港港整備交付金事業1億2,915万3,000円がございまして。

都市計画総務費566万4,000円は、24年度より509万8,000円が増額。これについては、土庄町都市計画街路調査事業によるもので、昭和30年代に計画し

た都市計画街路 5 路線を見直しするものでございます。

都市下水道建設費 8,168 万 7,000 円は、24 年度より 3,338 万 7,000 円の増額。理由として大谷ポンプ場新設工事開始と、淵崎の中屋敷地区にポンプを設置することによるものでございます。

次に議案第 10 号、平成 25 年度港湾整備事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 1 億 2,568 万 6,000 円を計上し、24 年度より 1,570 万 9,000 円が減額しております。理由として 23 年度末で、土庄港ターミナルビルの地方債の償還完了によるものでございます。

議案第 11 号、平成 25 年度宅地造成事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 9,547 万 7,000 円を計上しており、24 年度とほぼ同額でございます。

議案第 28 号、土庄町港湾管理条約の一部改正は、北浦港浮棧橋の係船料を改正し、適正な港湾管理運営を図るものでございます。

議案第 30 号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための条例は、国の一括法により土庄町営住宅管理条例及び土庄町都市下水道条例の一部を改正しております。

議案第 39 号、土庄町都市公園条例は国の一括法により、都市公園の設置及び管理についても定めるものでございます。

議案第 40 号、土庄町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例は、国の一括法により定めるものでございます。

議案第 41 号、土庄町移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例は、国の一括法により定めるものでございます。

議案第 42 号、土庄町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例は、国の一括法により定めるものでございます。

議案第 43 号、土庄町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例は、国の一括法により定めるものでございます。

議案第 44 号、土庄町営住宅等整備基準条例は、国の一括法により公営住宅法の改正に伴い制定するものでございます。

委員からは、淵崎都市下水道事業の内容について質問があり、執行部より大谷ポンプ場の地盤下の杭工事であり、場所は土庄港・大谷地区の埋立地であるとの回答でございます。また、土庄町都市計画街路調査事業の内容についても質問があり、執行部より土庄町には昭和 30 年代に計画した都市計画街路が 5 路線あり、県道バイパス工事岡会計の完了に伴い、都市計画街路の見直しを行うとのことでございます。

以上、一般会計、特別会計、条例の全議案とも全委員異議なく承認いたしました。

最後に、水道課。

議案第 17 号、水道事業会計について、収益収支の収入では、営業収益と営業外収益の合計 4 億 5,630 万 7,000 円。支出では、営業費用、営業外費用、特別損失などの合計で 4 億 1,471 万 2,000 円を計上しています。

資本的収支の収入は、肥土山浄水場更新事業の借入が 5 億 7,314 万 2,000 円。支出では、建設改良費として肥土山浄水場更新事業、石綿管を含む老朽管等の布設替工事、浄水場施設整備費、企業債償還金等合計 7 億 5,442 万 2,000 円を計上しています。

委員より、企業債の償還期間についての質問があり、執行部より施設によって異なるが、概ね 30 年の償還が多いとのことでした。

次に議案第 8 号、簡易水道事業特別会計では、歳入歳出それぞれ 2,331 万 3,000 円を計上し、歳出では維持管理費として一般管理費、送配水費など 1,530 万 9,000 円。建設改良費は、簡易水道統合に向けた基本計画策定業務委託料や老朽管等の布設替えに 284 万 4,000 円を計上しています。

議案第 45 号、土庄町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定でございます。

以上、事業会計、特別会計、条例の議案、全委員異議なく承認いたしました。

以上で、総務建設常任委員会に付託された案件の審議結果について報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（三枝邦彦君）

教育民生常任委員長 山本良熙君。

○教育民生常任委員長（山本良熙君）

おはようございます。

それでは、当委員会に付託されました案件について 3 月 13 日に委員会を開催し、審議いたしましたので、この結果について主要な点をご報告いたします。

初めに、人権対策課所管部分の説明を受けました。人権対策課全体の当初予算額は、人権対策推進費、隣保館運営費、児童館運営費、改良住宅管理費、改良住宅建設費、人権教育費。総額 8,231 万 4,000 円です。対前年度当初予算と比較しますと、1,932 万 3,000 円の増額予算となっております。増額の主な要因は、小海浜集会所の建設、管理によるものです。

その中で、委託料 100 万円は建設管理委託料です。工事請負費 2,200 万円は集会所建設費。また新規事業に社会資本整備交付金事業。大部まちづくりとして協議会員による県内視察を 2 か所計画しております。集会所関係、まちづくりは、補助率 2 分の 1、1,163 万 9,000 円の国費によりまして事業を実施します。

説明に対しまして、委員から小海浜集会所の財源、利用方法、大部の建て替えについての質問があり、執行部から国費 2 分の 1、一般財源 2 分の 1 である旨、改良住宅でなく自治会全体で利用予定であります。大部改良住宅の建て替えについては、海側の現在建っている場所を潰して建て替える案が出ている旨の説明がありました。

また委員から、決算委員会で課の課題を出していたが、人権対策課では同和問題に対する差別の解消、大部の建て替え、住宅使用料の滞納について挙げられました。それらの課題について、平成 25 年度の予算に反映しているか、また、どう取り組んでいるか、の質問がありました。執行部から人権対策課の課題についての質問に対しては、人権フェスタの開催による啓発推進、また大部の建て替えに伴う先進地視察による住民意識向上に努めている、との説明がありました。

以上により、当初予算のうち人権対策課所管部分の歳入歳出予算について、委員 1 名が予算案に反対し、その他の委員は所管部分の全議案を了承いたしました。

次に、福祉課所管部分にまいります。

執行部から、一般会計、特別会計の平成 25 年度当初予算案及び条例改正案のうち福祉課所管部分の説明がありました。まず一般会計については、事業費は増加した主なものとして、障害者自立支援給付事業、公立病院再編整備事業などであり、事業費が減少した主なものとして、障害者自立支援臨時特例交付金事業、障害児通所支援事業などがあります。新規事業として、子ども医療費支給事業他 3 事業を実施するとの説明がありました。

また、公立病院再編整備事業について、町長から新病院建設事業費の縮減を図る対応についての説明がありました。1 点目として、耐震化の構造を免震から耐震にすることについては、東南海・南海地震が予想される中で新病院は災害拠点病院となること、近年建設中の 20 か所の病院のうち 19 か所の病院は免震構造となっていることから、現段階では難しい。2 点目として、医療機器の新規購入を減らすことについては、小豆医療組合において精査中である。3 点目として、病床数の削減については、現時点の入院患者を受け入れるだけの病床数は必要であることから、10 床程度の削減は可能だろうということで設計業者と協議中との説明がありました。

委員からの質問で、修学資金貸付事業の実施状況についての質問がありました。利用者は 44 名、うち町内に就職した方が 14 名、町外に就職した方が 18 名、現在貸付中が 12 名で、町内に就職した方は返還免除となるとの答弁がありました。また、乳幼児医療費支給事業では、県費補助に係る所得制限を超えた方に

対し、町単独で助成している点について、委員から賛成・反対両方の意見がありました。

その他、委員から高齢者住宅改造事業、敬老事業、児童手当支給事業の実施内容について質問があり、執行部から対象要件、対象人数等の説明がありました。

国民健康保険特別会計については、医療給費が増加しているとの説明があり、委員からの質問として、保険財政共同安定化事業の積算方法について質問があり、過去3年間の医療費により精算しているとの答弁がありました。

介護保険特別会計については、事業内容全般は前年度と同様だが、介護サービスの利用増加に伴い、保険給付費も増加している。前年度計上していた基金積立金が大幅に減額となっている、との説明がありました。委員からの質問として地域密着型サービスの給付費が増えている要因についての質問があり、執行部より利用者の要介護度の重度化に伴い、利用単価が高くなった、との答弁がありました。

また、後期高齢者医療事業特別会計については、前年度とほぼ同様の予算であるとの説明もありました。

次に条例議案につきましては、土庄町国民健康保険税条例の一部改正、またいこいの家の設置及び管理に関する条例の一部改正、また重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正、また子ども医療費助成条例、指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例。

次に、小豆医療組合理約の一部改正について説明がありました。委員から質問として、地方分権一括法による議案が多く出ているが業務への影響はあるのかとの質問があり、執行部から福祉課については介護保険施設の設置申請の件数が少ないと思われるので、大きな影響はないという答弁がありました。

国保税条例の一部改正について、改正の内容について質問があり、国保会計で拠出する後期高齢者支援金に対し、国保税として徴収する額が不足しているため、拠出額と同程度にするための改正であるとの答弁がありました。

また、委員から小豆医療組合理約の一部改正について、均等割をなくして、人口割のみとすべきではないか、との質問があり執行部から均等割、人口割については法的な根拠はないが、小豆地区広域行政事務組合の救急医療対策費等の例によるものである。これまで、小豆広域の負担金については、厚生省の合意の下に負担してきた歴史があるので、今回均等割を設置することは適切と思います、との答弁がありました。

子ども医療費助成条例について、委員から一旦窓口での支払が必要となっているが、窓口無料化となるよう要望するとの意見がありました。

以上の質疑の結果、福祉課所管部分については、全議案賛成多数で承認されました。

次に、健康増進課。

健康増進課の概要ですが、一般会計は、2億6,094万9,000円で、前年度に比べ803万3,000円、3.2%の増額です。

特別会計は、国保、介護、福祉サービスは2億54万円で、前年度に比べ1,956万4,000円、10.8%の増額となっております、との説明を受けました。一般会計は、補助事業として実施されてきた子宮頸がん等ワクチン接種促進助成事業及び妊婦健康診査助成事業が制度改正により25年度からは、補助事業から町の事業へ移行して実施されるとのことでした。

介護保険事業特別会計では、一人暮らし高齢者等対策事業において、買い物弱者と成り得る高齢者の生活支援を目的として、移動販売等を実施する事業者に対する助成を県の補助金を活用し、新たに実施するとのことでした。また、認知症高齢者が増加を続ける状況に対応するため、各種教室に加え認知症予防教室を新設するというとのことでした。

福祉サービス事業特別会計においては、利用者の増加により事業所の増収が見込まれるものの人件費の増加に伴い、一般会計からの繰入金が増加するとのことでした。

委員から、質問として予防接種事業について補助金が終了することに伴う財源はどうかとの質問に、一般財源となり全額町費での対応であるとの回答がありました。

また委員から妊婦健康診査についての質問には、25年度は人当たり10万5,000円の助成額で、95人程度を想定しているとの回答でした。

また、新型インフルエンザ等対策本部条例の説明に対しては、意見等はありませんでした。

以上、健康増進課所管部分については、全議案異議なく承認いたしました。

次に、住民環境課にまいります。

住民環境課の25年度当初予算総額は、5億3,169万円で前年度より、4,210万6,000円、8.6%の増額という内容であります。増額の主な理由として、戸籍住民基本台帳費について、住民基本台帳法が平成24年7月から改正施行され、外国人について住基システムの中で管理するようになり、基幹業務のシステムが改修分として、678万1,000円を計上していたのが減額となっておりますが、臨時職員1名分の増員により191万8,000円及び戸籍システムの副本データ改修により、174万3,000円増額になっているとの説明でした。

環境衛生費については、環境対策事業の小江ゴミ埋立地10年延長に係る事業

として、25年度は小江沖ノ島集会所、仮の名前ですけど小江沖ノ島集会所の建設費等を計上し、また新規補助事業として住宅用での太陽光発電設備設置に対する補助を実施するとのことでした。斎場管理費については、嘱託職員の給与を25年度より賃金とすることにより、各事業に振り分けられており、その影響で293万6,000円増額となっているとのことでした。それから、清掃総務費については、先ほどとは逆に嘱託職員の給与を計上しているため、正規職員1名減員と合わせ1,314万8,000円の減額となっています。塵芥処理費については、小江最終処分場の土堰堤の嵩上2.5mの工事を計上しております。嘱託職員2名の賃金と合わせ、3,837万円増額となっています。し尿処理費については、し尿民間委託を25年1月から淵崎地区の委託をしており、淵崎地区が通年となるため1,095万円の増額となっております。24年度から実施している新処理施設整備事業が、債務負担行為となっている施設基本計画と環境影響調査の経費の25年度分だけで840万の減額、また土庄町小豆島町環境衛生組合の負担金も654万1,000円の減額となっています。

議案31号の条例については、放置された自転車及び125cc以下のバイクについて現在対応する処置ができないことから条例を制定するものである、とのことでした。

議案38号の条例については、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、一般廃棄物処理施設の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、国が定めていた技術管理者の資格に関する基準を条例で定めるものです。

委員から質問としまして、嘱託職員から臨時職員になった者と臨時はボーナスが出ないのか、との質問に対し執行部から、嘱託職員から臨時職員になった者は現在いない、また臨時職員のボーナスは出ている、との答弁でありました。

また委員から質問で、し尿収集委託の業者は、との質問に対し、執行部より株式会社環境プランと有限会社小豆島の2社に委託しているとの答弁がありました。

また、委員から交通安全施設整備の現状、太陽光発電の他、風力発電はどうか、臨時職員の人数はとの質問に対し執行部より、交通安全施設整備については、現在の予算で年間執行できている。太陽光発電の補助は、6月議会での一般質問を受けたものに対し、太陽光発電普及拡大センターの補助を満了した住宅用のみでありまして風力発電は、対象になっていないとのことでした。また、臨時職員数は全員で10名であり、ごみ及びし尿の仕事内容により支出しているとの答弁がありました。

委員から、住民環境課決算委員会で聞いております課題について予算に反映されているのか、の問いに対しまして執行部から国民ナンバー制度については、

国の実施が延期されたことにより、予算計上されていません。

また、灘山地区の一般廃棄物処理施設整備事業についても環境調査の前年度分からの継続のみ計上しており、計画自体に流動的などところがありますが、今後の協議次第で進めていきたい、との答弁でありました。

以上、住民環境課当初予算、議案 31 号、38 号について委員全員賛成により承認いたしました。

次に、教育総務課にまいります。

教育総務課所管部分の全体予算額として、小学校建設に関するものの増により前年度より 8 億 6,403 万 5,000 円増加しています。まず保育所費ですが、新規事業として重点分野雇用創出事業を利用して保育所に特別支援員を 3 名新規採用する。次に事務局費ですが、就学・就園助成事業が対象者の増により、106 万 7,000 円増加しております。

続いて小学校費ですが、ここでも重点分野雇用創出事業を利用して土庄小学校に 1 名の特別支援員、また複式学級解消のための非常勤講師を 1 名雇用するとのことです。

続いて学校建設費ですが、小学校建設につきましては、平成 25 年度から本格的な建設工事が始まりまして、25 年度、26 年度と 2 か年に渡り実施される校舎や体育館の本体工事、それからグラウンドを含む外構工事の 4 割を 25 年度中に完了させる予定とのことです。

続いて幼稚園費ですが、園医関係事業で新たに 5 歳児検診を実施するとのことです。これは発達障害児等の早期発見を目的としたもので、4 歳から 5 歳になる園児を対象としています。

続いて条例に入りまして、土庄町立学校再編に伴う学校条例の整備に関する条例について説明がありました。27 年 4 月開校予定の新設小学校の名称が土庄小学校に、小学校再編協議会で決定したことに伴い関係条例の整備を行うということでした。

質疑に入りまして、小学校建設工事請負費の内訳を知りたいとの質問に、執行部より校舎、体育館、外構工事、グラウンド造成工事の合計である、との回答がありました。

また委員より、就学・就園助成事業 406 万 3,000 円の人数と対象地区を教えてください、との質問に対し執行部より、大部、北浦、淵崎、豊島地区であるとの回答がありました。

また委員より、高校・大学の場合は対象者が町の別の奨学金と重複してもらえるか、との質問に執行部より、重複してもらえるとの回答がありました。

また委員より、保育士等の臨時職員の 1 か月の額はいくらか、との質問に執

行部より、保育士は 25 年度より月額 18～19 万円ぐらいになる、との答弁がありました。

以上、質疑を終わり採決に入りました。

教育総務課所管の当初予算部分については反対 1 賛成 6、賛成多数で承認され、また条例については全会一致で承認することとなりました。

次に生涯学習課にまいります。

生涯学習課では、働く婦人の家運営費、社会教育総務費、公民館費、少年育成センター費、図書館費、大坂城残石記念公園費、小豆島尾崎放哉記念館費、放課後子ども教室費、保健体育総務費、体育施設費との 10 項目に渡って所管しております。

全体予算額については、平成 24 年度予算額 2 億 2,674 万 3,000 円に対して 25 年度の予算は 2 億 1,152 万 6,000 円と、1,521 万 7,000 円減額となっております。主な原因としまして、大部公民館ソーラー設置 840 万円が補助金の関係で総務課へ移りました。職員は、1 名減。四海公民館防水工事が完了したため、とのことでした。25 年度の生涯学習課の重点項目として、現有の施設の稼働率の向上を目指し、昨年引き続き環太平洋大学などの合宿誘致を推進するとともに、香川県下の大会を土庄町で開催してもらうように努めていく。

また、生涯学習課としてできる限り瀬戸内国際芸術祭を盛り上げるよう協力する、という説明がありました。委員から、老朽化が進捗している各施設の修繕費を当初予算に盛り込んでいるのか、という質問に対しまして、執行部より通常予想される修繕費は当初予算に盛り込んでいるとの説明を受けました。

以上で、質疑は終了。平成 25 年度生涯学習課予算については、全委員異議なく承認いたしました。

次に病院会計にまいります。

病院会計の予算ですが、医療収益として年間入院患者数を 3 万 1,025 人、7 億 7,562 万 5,000 円を計上。年間外来患者数を 9 万 1,020 人、6 億 3,714 万円を計上しております。また、その他医業収益は、特室料、文書料、健康診断、予防接種料、一般会計から負担金など合計 1 億 9,514 万 8,000 円を計上しております。

医業外収益を合わせた病院事業収入は、16 億 7,176 万 6,000 円として、前年度より 6,325 万 9,000 円の減少で、前年度比 96.4%となっております。病院事業費用は、19 億 9,065 万 8,000 円とし、前年度より 783 万 7,000 円の増加で、前年比 100.4%となっております。

収益的収入及び支出については、昨年以上に収入の減少に加えて支出も増加しておりますので、3 億 1,465 万 7,000 円を単年度赤字と見込んでおります。資

本的収入は、4,193万4,000円を計上し、前年度より3億9,910万5,000円の減額になっておりますが、これは前年度に電子カルテ導入の財源として企業債4億円を予定していたためであります。

資本的支出の建設改良費2,100万円については、通常であればこの項目には具体的な購入予定資産を明記するものでありますが、当年度予算については、前年度多額の投資した電子カルテ導入、また平成28年度に予定される病院統合等が進んでいるため、できる限りの費用節減に努めることとしておりますが、病院事業を運営している以上、突発的な医療機器の故障、必要最低限の機器の購入に対処するため、予備費的な観点から2,100万円の予算計上をしております。企業債償還金は、4,103万4,000円を計上しております、との説明がありました。各委員からの質問で、3億円ぐらゐの赤字が出るということですが、赤字部分はどうなるのかという質問に対し、赤字の処理方法については今までの利益を減債積立金、建設改良積立金、利益積立金などに積み立て、赤字が発生すれば議会の同意を得て積立金をこの赤字に充て、積立金が無くなれば欠損金として繰越し、現金も無くなれば借入金での事業運営となります、という説明を受けました。

以上、議案第18号、平成25年度病院事業会計予算については、全委員異議なく了承しました。

以上で、教育民生常任委員会に付託されました案件の審議経過と結果について報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（三枝邦彦君）

これをもちまして、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（三枝邦彦君）

これより、各常任委員長から報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（三枝邦彦君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

○議長（三枝邦彦君）

10番 川口幸路君。

○10番（川口幸路君）

今、委員長の報告で予算書の107ページ、小豆医療組合の負担金5,390万2,000円のことについて、ちょっと申し上げたいと思います。実は、21日に同僚議員もこの問題については一般質問で、利益の重要課題ですから、利益の問題で相当質問されておりました。実は、3月14日にその問題で小豆医療組合議会が開会されました。その時に私は、塩田管理者、塩田町長さんにこの病院の問題の議案は、反対します。理由を申し上げた。実は収支報告書が出ておられます。これは、みなさんご存知だと思うんですけども、28年度は4億4,500万ずうっと6年間続いているんですね、34年からは2億6,900万に減っただけ、これは減価償却で減っているという事で、これはこれなりに意味あるのか知りませんが、私は、これは一切信用できません。病院会計でやっていくのに、我々2町でお金を出し合いをしないと。従って、我々土庄町議会は議会で言い分もある、主張もある、言いたいことも言いたい。守らないかん。うちの町の利益のためには頑張らないかんという事で、このままではとてもじゃないけど承認できん。塩田管理者どういう事ですかと言ったら、赤字が出ないように努力します。努力だけではね、それはこらえてくださいよと、具体的にこういう手で、例えば28年度は4億4,500万円の赤字だと、翌年はこういう手をうったから3億なったという事であれば了解できるけど、6年間ずっと4億4,500万でずっと並んだらじゃないか。何にも努力しようとか、ほんとに町のために思って、同僚議員も言うてましたけど、これ税金なんです。税金は公平で平等が原則なんです。塩田管理者は官僚出身の素晴らしい方なんです。そんな方がですよ、こんなこと見てね、はい、けっこうですなんてね、それはとてもじゃないが塩田さんね、あなた許せませんと。従ってこういう病院会計の収支報告を見てとてもじゃないが同僚議員も言うてましたが、まさにどんぶり勘定なんです。鉛筆舐めないで書いただけなんです。そういう事で25年度の予算については承認でけんということで、反対いたしましたので報告しておきます。これは委員長の答弁は結構です。以上です。

○議長（三枝邦彦君）

他にございませんか。

9番 上川正衛君。

○9 番（上川正衛君）

9 番 上川です。ただ今、委員会報告の中で新病院の費用の縮減についての報告がございました。私も、小豆医療組合の中で総事業費を1円でも少なくすべきだというふうに主張いたしました。その中で基本設計見てみますともう少し考えた、費用の少なくなるような病院を計画できないかというような主張をいたしました結果、その設計料が入っておるこの原案に対して反対をいたしました。そしてその後、非公式でありますけれども、病院の形状等をできるだけ受け入れられるところは譲歩し考えてみます、と言ったような話を聞いたことがございます。そういった事で少しはそういう総費用の縮減を考えていただいでくれているのかな、というふうに感じております。そういった話をですね、委員長はお聞きになったかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（三枝邦彦君）

教育民生常任委員長 山本良熙君。

○教育民生常任委員長（山本良熙君。）

上川議員の質問に対しまして、基本設計の費用を少なくするという形を聞いておるかと言うことですが、委員会の中では町長の方から先ほど報告しましたように、病床数の削減、それとか医療器具の精査とかいう形で協議しております、という事から後については何も聞いておりません。以上です。

○議長（三枝邦彦君）

10 番 川口幸路君。

○10 番（川口幸路君）

上川議員の質問でね、私がもうひとつ腑に落ちないのは、そういう10床減らしますと、それはそれでいい。それ以上にもっと改善できませんか言うたら、ノーの回答が出てきた。要するに10床減らしましょう。あれもこれも考えましょうなんだけど、同僚の議員は、もっとできませんかと言う事で聞いたらもうこれ以上はできませんと拒否したもんだから、私は条例議案を反対したと思うんです。

それはね、要するに聞く耳を持たないというのはけしからん。2町でやるのですからね。お金は、会社で言えば2社で出す訳。僕はくどいんだけど言うたのはね、2社でやる場合は事業会計ですから、赤字が出た時には喧嘩になる、将来。要するに最初に喧嘩しませんか。要するにお互いにお金出して企業でやったら最初の仲良い時はまあまあいっとるんです。ところが半年、1年、2年経ってきてね、変な事になってきたらね、お金出したお互いにね、お互いのメンツがあるから、立場があるから、いや許せんと言っ喧嘩になる。そういう喧嘩にならんようにしてくださいよ、と管理者に。だから今の話、町長わが町は全部負けとん

ですよ。変な話。交渉力で。もっともっとねダーンと競争してやるべきだと思います。ほんとに。そういう事でね、僕は建設問題でこれ以上できませんでした、という事に対してむかついているわけ。

以上、回答結構です。

○議長（三枝邦彦君）

他にございませんか。ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑はこれをもって終了いたします。

休憩

○議長（三枝邦彦君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 30 分

再 開 午前 10 時 40 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（三枝邦彦君）

再開いたします。

討論、採決（議案第 7 号～33 号、議案第 35 号～48 号、発議第 1 号）

○議長（三枝邦彦君）

これより、討論採決に入ります。

まず、条例関係等の議案から行います。

日程第 2、議案第 19 号、土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 19 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 3、議案第 20 号、第 6 次土庄町総合計画の基本構想及び基本計画の策定について、討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 20 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 4、議案第 21 号、土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 21 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 5、議案第 22 号、土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 22 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 6、議案第 23 号、土庄町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 23 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第7、議案第24号、土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（三枝邦彦君）

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

議案第24号土庄町国保税条例の改定に対して反対をいたします。反対理由を述べます。本条例は現時点においても高すぎる、重すぎる住民負担を更に増額するための条例改定になっており、到底容認できるものではありません。法令から住民負担を正当化する理由にはなりません。他の自治体でも行っているように一般会計からの繰入れを行い、後期高齢者支援金の増額に対応すべきであります。よって、日本共産党は、本条例の改悪に強く反対するものであります。反対討論を終わります。

○議長（三枝邦彦君）

賛成討論の発言を許します。

8番 山本良熙君。

○8番（山本良熙君）

国保関係ですけれど、先日も国保医療費の報告がありました。23年度の、香川県下でも低い位置を、これは国保会計一生懸命頑張っておられておる成果だと思います。そういう形でしっかりとやっていただきたいと思っております。

○議長（三枝邦彦君）

他に討論ありませんか。

(発言者なし)

○議長（三枝邦彦君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第24号については、反対がありますので起立によって採決をいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立を求めます。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 8、議案第 25 号、土庄町収入印紙等購入基金条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 25 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 9、議案第 26 号、土庄町いこいの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 26 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 10、議案第 27 号、土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 27 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (三枝邦彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (三枝邦彦君)

日程第 11、議案第 28 号、土庄町港湾管理条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (三枝邦彦君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 28 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (三枝邦彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (三枝邦彦君)

日程第 12、議案第 29 号、土庄町立学校の再編に伴う関係条例の整理に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (三枝邦彦君)

1 番 福本耕太君。

○1 番 (福本耕太君)

議案第 29 号、土庄町立学校の再編に伴う関係条例の整理に関する条例に対し、反対討論を行います。平成 27 年度 4 月 1 日から施行予定の本条例をあえて 24 年度に制定する必要はありません。よって、本条例の制定に対し反対するものではありません。

○議長 (三枝邦彦君)

賛成討論発言を許します。

8番 山本良熙君。

○8番（山本良熙君）

賛成いたします。やはり保護者についてもこれからの準備期間が前もって必要かと思えます。それで早い段階からきちっと皆さんに示して、準備をしていただくという事でありますので、賛成いたします。

○議長（三枝邦彦君）

他に討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第29号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第13、議案第30号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第30号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第14、議案第31号、土庄町放置自転車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許しま

す。

(発言者なし)

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 31 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 15、議案第 32 号、土庄町島ぐらし体験の家設置及び管理に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 32 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 16、議案第 33 号、土庄町一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 33 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (三枝邦彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (三枝邦彦君)

日程第 17、議案第 35 号、土庄町子ども医療費助成条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (三枝邦彦君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 35 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (三枝邦彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (三枝邦彦君)

日程第 18、議案第 36 号、土庄町新型インフルエンザ等対策本部条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (三枝邦彦君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 36 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (三枝邦彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (三枝邦彦君)

日程第 19、議案第 37 号、土庄町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 37 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 20、議案第 38 号、土庄町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 38 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 21、議案第 39 号、土庄町都市公園条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 39 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (三枝邦彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (三枝邦彦君)

日程第 22、議案第 40 号、土庄町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (三枝邦彦君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 40 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (三枝邦彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (三枝邦彦君)

日程第 23、議案第 41 号、土庄町移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (三枝邦彦君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 41 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (三枝邦彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 24、議案第 42 号、土庄町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 42 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 25、議案第 43 号、土庄町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 43 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 26、議案第 44 号、土庄町営住宅等整備基準条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 44 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 27、議案第 45 号、土庄町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 45 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 28、議案第 46 号、小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 46 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 29、議案第 47 号、小豆医療組合規約の一部変更について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

2 番 瀨中幸三君。

○2 番（瀨中幸三君）

小豆医療組合の規約の一部変更について、反対をします。反対の理由を何点か述べたいと思います。まず、新しく医療組合ができたそもそもの大元は、小豆島町の内海病院が破たんするという事をこの問題の出発点になっていると思います。内海病院の破たんを回避するために、なぜ土庄町民がですね、こんなに半分以上の負担をしなければならないのかという事が、大きな反対の理由です。

そもそも小豆島町の病院であれば、土庄町民は何ら負担する事はないと思います。豊島の住民が高松の市民病院とか宇野の市民病院に行きましても、まったく玉野市とか高松市の人と同じように診療をしてくれます。なぜ、小豆島町の病院に、土庄町が負担しなければならないのか。私は、よく分かりません。

それから、負担率についてです。均等割の負担を 20% していますがけれども、その理由は小豆広域で今までやってきているという事なんですけれども、本来し尿処理施設とかそういうものの建築とは全く別の意味があると思います。何でその均等割を付けて、人口の少ない土庄町が負担をたくさんしなければならないのですか。それが分かりません。均等割をたくさん入れることによって人口の少ない町は負担が多くなります。何で弱者、弱いところに負担をたくさん求めるのか。

なおかつ、小豆島町の池田に病院ができる訳ですから、土庄町民にとっては、非常に通院が不便になります。人口の密集地の淵崎・土庄の方は、今までは歩いて行っていたのがバスで行かなければなりません。バスに乗れない人もおります。そういう意味で非常に不便になる。そういうところになぜ土庄町はようけ負担をしなければならないのか、まったく不思議です。

それから人口割のことなんですけど、8割は人口割にしているということなんですけど、そもそも、先ほどから言ってますように、小豆島町の病院に人口割で負担するという事は納得できないと思います。小豆島町の受益が土庄町に比べて非常に大きくなります。そこになぜ我々が人口割で負担しなければならない

いのか。まったく不思議でなりません。

そういう事を考えると土庄町の負担率と言うのは、0 から 2 割ぐらいが妥当な線だと思います。それは今後の交渉にもよると思いますが、赤字が出るのが確実な状況にあります。収支予算では赤字が出ます。その赤字も同じような負担率になる可能性が高いと思います。そうすると赤字に対しても、小豆島町の負担より土庄町の負担が高いという事になります。全くこれは信じられない話であると思います。

それから当初 50 億という事で、我々は説明を受けたと思いますが、それが今 75 億になっています。これ 25 億の負担、将来土庄町がまかなっていただけるのでしょうか。土庄町の財政もこのままいくと破たんする、というような状況の中で、果たして、こういう増額がいきなり出されてきて、それをしっかり負担率で土庄町が負担する必要もあるのでしょうか。そういう事も分かりません。

それから病院の統合の話で、小豆島町の池田に造るという事ができた時点で、私は少なくとも病院を小豆島町に造るのであれば、高校は土庄町へもらうべきだという事を度々言ってきました。小豆島町の塩田町長も高校の位置にはこだわらないというような事を町長から聞いております。そういうふうな中で、まったく前言をひるがえす、そういうふうな小豆島町を信頼して今後いけるのでしょうか。私は、将来に非常に危惧をしておりますし、前言をひるがえす小豆島町のことにはついて行けません。よって反対をしたいと思います。

○議長（三枝邦彦君）

賛成討論発言を許します。

12 番 藤本誠助君。

○12 番（藤本誠助君）

その案件につきましては、委員会によりまして承認いたしておりますので賛成したいと思います。

○議長（三枝邦彦君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 47 号については、反対がありますので起立によって採決をいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 30、議案第 48 号、瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 48 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 31、議案第 7 号、平成 25 年度土庄町一般会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

平成 25 年度一般会計当初予算に対する反対討論を行います。まず初めに一般会計全体についてであります。住民の命と暮らしを守る責務において、必要な個所に必要な予算が割り振られている部分について、また前年度に比べ前進している点もございますので、こうした点については町長、町当局のご尽力に敬意を表するものであります。しかし、残念ながら特定地区への個別支給や特定団体への補助など、同和事業の継続に加え、住民合意のない新病院の統合建設に多くの予算が振られており、こうした点については全般に対し反対するとともに改善を求めるものであります。

なお、当初予算に反映されている町長の施政方針についてであります。地方自治法第 1 条において、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とする、と定めています。地方自治法に精神に従うならば、第 2、第 3、第 4 で町長が示された、防災、福祉の充実こそが第 1 にくるべきではないでしょうか。政治姿勢の再検討を求めます。

以上で反対討論を終わります。

○議長（三枝邦彦君）

賛成討論の発言を許します。

8番 山本良熙君。

○8番（山本良熙君）

賛成いたします。

以上。

○議長（三枝邦彦君）

他に討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

他にないようでございますのでこれをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号については、反対がありますので起立によって採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第32、議案第8号、平成25年度土庄町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第33、議案第9号、平成25年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

平成 25 年度国民健康保険事業特別会計について反対討論を行います。本件の予算について住民負担の増額を前提としているために反対を行います。以上です。

○議長（三枝邦彦君）

賛成討論の発言を許します。

8 番 山本良熙君。

○8 番（山本良熙君）

先ほどにも触れましたけど、国保医療について土庄町は本当に一生懸命に努力していただいとる、という形でやはりスムーズにさせていただきたいという形で賛成いたします。

○議長（三枝邦彦君）

他に討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

他にないようでございますのでこれをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号については、反対がありますので起立によって採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 34、議案第 10 号、平成 25 年度土庄町港湾整備事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 35、議案第 11 号、平成 25 年度土庄町宅地造成事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました

○議長（三枝邦彦君）

日程第 36、議案第 12 号、平成 25 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました

○議長（三枝邦彦君）

日程第 37、議案第 13 号、平成 25 年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 13 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (三枝邦彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (三枝邦彦君)

日程第 38、議案第 14 号、平成 25 年度土庄町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (三枝邦彦君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 14 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (三枝邦彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (三枝邦彦君)

日程第 39、議案第 15 号、平成 25 年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (三枝邦彦君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 15 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (三枝邦彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 40、議案第 16 号、平成 25 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

後期高齢者医療制度の継続に反対する立場から反対をいたします。

○議長（三枝邦彦君）

賛成討論発言を許します。

8 番 山本良熙君。

○8 番（山本良熙君）

賛成いたします。

○議長（三枝邦彦君）

他に討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

他にないようでございますのでこれをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 16 号については、反対がありますので起立によって採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 41、議案第 17 号、平成 25 年度土庄町水道事業会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 17 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 42、議案第 18 号、平成 25 年度土庄町病院事業会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 18 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三枝邦彦君）

日程第 43、発議第 1 号、環太平洋経済連携協定（T P P）交渉参加に関する意見書は議員提案であります。提出者から趣旨説明を求めます。

10 番 川口幸路君。

○10 番（川口幸路君）

発議第 1 号、環太平洋経済連携協定（T P P）交渉参加に関する意見書。

去る 3 月 15 日、安倍首相は T P P について「聖域なき関税撤廃」は前提でないことを、日米首脳会談で確認したとして T P P 交渉参加を表明した。T P P は、関税の原則撤廃のほか、幅広い分野の高い自由化を目標とする協定であり、我が国の経済や国民生活に大きな影響を及ぼす可能性があることから、地方には依然として T P P 交渉参加に対して慎重な対応を求める声が多く上がっている。

よって、国におかれては T P P 交渉について地方議会における議論や地域の声を真摯に受け止めるとともに、下記の国益を認識し、どのように守っていくのか明確な方針を示すよう強く要望する。

1. 米、麦、牛肉、乳製品、砂糖等の農林水産物の重要品目が、引き続き再生産可能となるよう除外または再協議の対象となること。

2. 自動車における排出ガス規制、安全基準認証、税制、軽自動車優遇等の我が国固有の安全基準、環境基準等を損なわないこと及び自由貿易の理念に反する工業製品の数値目標は受け入れないこと。

3. 公的医療給付範囲を維持すること、医療機関経営の営利企業参入、混合診療の全面解禁を許さないこと。公的薬価算定の仕組みを改悪しないこと。

4. 残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、輸入原材料の原産地表示、BSE基準等において、食の安全安心が損なわれないこと

5. 国や地方の主権を損なうようなISD条項は合意しないこと

6. 政府調達および、かんぽ、郵貯、共済等の金融サービス等のあり方については、我が国の特性を踏まえること。

7. 薬事政策の阻害につながる医薬品の特許権の保護強化や国際収支の悪化につながる著作権の保護強化等については、合意しないこと。

8. 弁護士の事務所開設規制、医師・看護師・介護福祉士・エンジニア・建築士・公認会計士・税理士等の資格制度について、我が国の特性を踏まえること。

9. 漁業補助金等における国の政策決定権を維持すること。

10. 放送事業における外資規制、新聞・雑誌・書籍の再販制度や宅配については、我が国の特性を踏まえること。

11. 公営企業等と民間企業との競争条件については、JT・NTT・NHK・JRをはじめ、我が国の特性を踏まえること。

以上、土庄町議会会議規則第13条の規定により、提示します。

平成25年3月25日、以上です。

○議長（三枝邦彦君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

ただ今の説明のありました発議第1号について質疑を行います。

質疑のある方ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので、発議第1号の質疑はこれをもって終了いたします。

発議第1号、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加に関する意見書について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出

○議長（三枝邦彦君）

日程第 44、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。各委員会の委員長よりお手元に配布いたしております申出書のとおり閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり継続調査にすることに決しました。

閉会

○議長（三枝邦彦君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は、すべて終了いたしました。

これにて平成 25 年 3 月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠にお疲れ様でございました。

閉 会 午後 3 時 02 分